3. 職工側ニ於テハ業員ニ其ノ選定ニテ処分ニ関スル事務ニ出務スルコト

4. 処分ノ結果責任者ハ二十日ニ達セサル場合ハ所用傳票ニ印責任ヲ以テ此ノ不足額ヲ現金ヲ以テ職工側ニ給付スルコト

5. 在庫品ノ処分並ニ不足ヲ生ジタル場合ノ給付ハ昭和八年十二月二十九日迄ニ完了スルコト

6. 太陽製紙所ト職工間ノ雇傭関係ハ別項給付ノ完了ニヨリ金ヲ解消シ復旧就職スルコトヲ問ハス

尤モ給付ノ請求ヲ為サルコト（但シ無復職ノ者

（協調會勞働課）